

# 改正割賦販売法への対応についての クレジットカード業界からのお願い

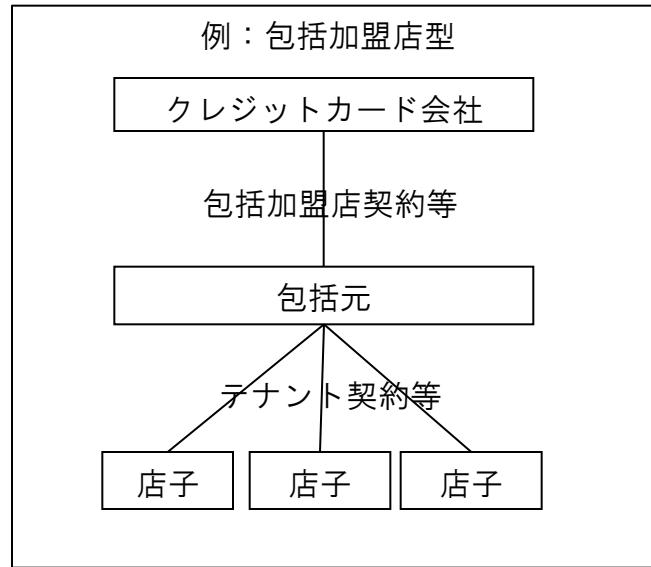
補助資料【平成30年11月】



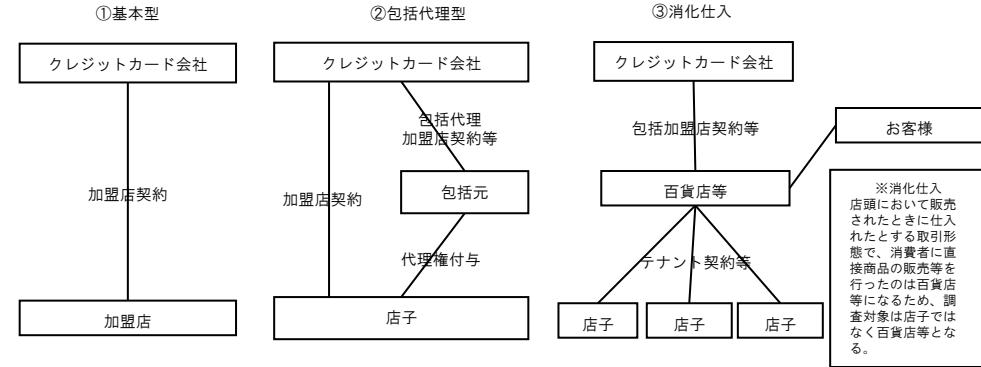
一般社団法人  
**日本クレジット協会**  
<http://www.j-credit.or.jp/>

# 参考1：お願いの対象となる契約について

- ・ 契約の形態に関わらずクレジットカード会社が店子様の情報を持たない形態が対象です。



参考：その他の契約の種類



○例えば、包括加盟店型においては、包括元様が契約した店子様（店舗等）の情報をクレジットカード会社が保有していないことから、店子様を直接調査することが困難です。

○包括元様が複数のクレジットカード会社と契約している場合は、契約する全てのクレジットカード会社が調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

※契約の型がご不明な場合は契約するクレジットカード会社にお問合せください。

※クレジットカード会社によっては、店子様との直接契約を要する場合など、契約の型の変更をお願いする場合があります。

## 参考2：クレジットカード会社による調査内容①

クレジットカード会社による加盟店調査は、次の3通りがあります。

### (1) 加盟店契約時（新規に契約するとき：店子様の追加を含む。）の調査事項

#### ア) 基本的な事項<sup>※1</sup>（取引の種類、属性情報）

#### イ) 商品等（商品・権利・役務）に関する事項

#### ウ) カード番号等の保護・不正利用防止のためのセキュリティ対策等

#### エ) 過去の特定商取引法における行政処分等の事実

#### オ) 禁止行為に該当する行為を防止するために必要な体制の整備状況に関する事項

#### カ) 利用者等の利益保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況

#### キ) 利用者等の利益保護に欠ける行為（エ）を除く）を防止するための体制及び苦情を適切・迅速に処理するために必要な体制の整備状況

#### ク) クレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項

ア) イ) ウ) エ)  
ご協力を  
お願いする  
可能性  
のある項目

#### ※1 基本的な事項

個人の場合：取引の種類、氏名、生年月日、自宅住所、電話番号

法人の場合：取引の種類、名称、住所、電話番号、法人番号、代表者の氏名・生年月日

取引の種類：対面・非対面の別、

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供取引・連鎖販売取引・業務提供誘引販売  
取引の有無

## 参考2：クレジットカード会社による調査内容②

### (2) 定期調査（契約後原則年に1回）の調査事項

- ア) 基本的な事項（取引の種類、属性情報）のうち、変更があった事項
- イ) 商品等（商品・権利・役務）に関する事項のうち、変更があった事項
- ウ) カード番号等の保護・不正利用防止のためのセキュリティ対策等
- エ) 利用者等の利益保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況
- オ) 漏えい等の事故の発生状況
- カ) 不正利用の発生状況

ア)イ)ウ)  
ご協力をお願い  
する可能性のあ  
る項目

# 参考2：クレジットカード会社による調査内容③

## (3) 隨時調査（下記の事故等が発生したとき）の調査事項

ア) 禁止行為に該当する苦情が発生したとき

- ・加盟店の禁止行為に該当する行為の有無とその内容
- ・禁止行為に該当する行為を防止するために必要な体制整備状況に関する事項
- ・苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項

イ) 利用者等の利益保護に欠ける苦情の発生状況が他の加盟店と比して利用者の保護に欠けると認められるとき

- ・加盟店の利用者等の利益保護に欠ける行為の有無とその内容
- ・禁止行為に該当する行為を防止するために必要な体制整備状況に関する事項
- ・苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項

ウ) 漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるとき

- ・加盟店が行った原因究明調査の結果
- ・措置を適切に講ずるために必要な措置

エ) 不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき

- ・不正利用の内容
- ・不正利用防止のために講じた措置の実施状況
- ・措置を適切に講ずるために必要な措置

オ) 加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあるとき

## 参考2：クレジットカード会社による調査内容④

### (4) 反社会的勢力に該当しないことの調査

反社会的勢力に該当しないことを、クレジット会社は業界データベース（CSRSⅡといいます）に照会して確認しなければなりません。CSRSⅡは日本クレジット協会に加入しなければ利用することができないため、原則として日本クレジット協会に加入しているクレジットカード会社が自ら調査を行います。

このため、店子の基本的な情報をクレジットカード会社が取得しなければなりません。

調査は契約時と、契約後直近の調査後少なくとも5年を超えない期間に定期的に調査しなければなりません。

# お問い合わせについて

## ○本資料についてのお問合せ先

一般社団法人 日本クレジット協会 業務企画部

TEL 03-5643-0011 FAX 03-5643-0080

○貴社とクレジットカード会社との契約内容に対するお問い合わせは、加盟店契約を締結しているクレジットカード会社にお問合せくださいますようお願ひいたします。

○調査の方法等については、各クレジットカード会社において検討しておりますので、具体的なお願いについては加盟店契約を締結している各クレジットカード会社から貴社にご案内させていただきます。

